

令和 7 年 承認第 2 号

臨時代理の承認について

教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について
教育長に対する事務委任規則（昭和 6 0 年三好町教育委員会規則第 3 号、以下
「事務委任規則という」）第 3 条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任
規則第 4 条により報告し、承認を求める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨時代理書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次のとおり市長からの意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和7年2月20日

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

1 臨時代理の内容

- (1) みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正について
- (2) みよし市ふるさと会館設置条例の一部改正について
- (3) みよし市勤労文化会館設置条例の一部改正について

2 提出議案

別紙のとおり

議案第17号 みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

【趣 旨】

- 1 令和6年度において、全小学校体育館の冷暖房整備が完了したことに伴い、必要な改正を行う。
- 2 利用者の熱中症対策として、小中学校体育館冷暖房設備の夏季期間（7月1日から9月30日まで）における使用料の額の特例を設ける。

【内 容】

別表第2の備考の改正

- 1 全小学校で冷暖房設備が利用できるようになることから、利用できる小学校を限定していた備考の規定を削除する。

附属設備	単位	金額
中学校体育館冷暖房設備の項 略		
小学校体育館冷暖房設備の項 略		

備考 小学校体育館冷暖房設備を利用することができる市立学校は、天王小学校、三吉小学校、三好小学校及び緑丘小学校とする。

- 2 7月1日から9月30日までの期間について、使用料の額を2分の1とする旨の特例を備考に規定する。

※使用料の額の比較

附属設備	現行使用料（単位：円/時）	7月から9月までの使用料（単位：円/時）
中学校体育館冷暖房設備	2,500	1,250
小学校体育館冷暖房設備	1,900	950

【施行期日】

令和7年4月1日

議案第17号

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、小学校体育館冷暖房設備を全ての小学校において利用できるようにするとともに、夏季における小中学校の体育館冷暖房設備の使用料の特例を設けるため必要があるからである。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市立学校施設の利用に関する条例（平成12年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考を次のように改める。

備考 7月1日から9月30日までの間の使用料は2分の1とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(使用料) 第6条 利用者は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる施設を利用するときは別表第1に、別表第2に定める付属設備を利用するときは別表第2に定める額の使用料を、教育委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めたときは、この限りでない。	
別表第2 (第6条関係) 表 略 備考 7月1日から9月30日の使用料は2分の1とする。	別表第2 (第6条関係) 表 略 備考 小学校体育館冷暖房設備を利用することができる市立学校は、天王小学校、三吉小学校、三好小学校及び緑丘小学校とする。

議案第 号 みよし市ふるさと会館設置条例の一部を改正する条例

【趣 旨】 令和8年度から新たな指定管理期間に移行するに当たり、みよし市ふるさと会館の利用料金としての利用料金を改正し、その範囲内で指定管理者が令和9年4月1日以降の利用料金を定めることとするために必要な改正を行う。

【内 容】 ふるさと会館の利用料金の額（さつきの間等の利用料金の上限額）を改正する。（別表関係）

別表（第9条関係）

<現 行>

区分	時間		午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
さつきの間	650	980	830	1,310	2,500	2,500
まつの間	650	980	830	1,310	2,500	2,500
大慈庵	750	1,140	830	1,260	2,900	2,900
栄松軒	830	1,260	830	1,260	3,200	3,200

<改正後>

区分	時間		午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
さつきの間	830	1,250	830	1,250	1,670	3,200
まつの間	830	1,250	830	1,250	1,670	3,200
大慈庵	570	870	570	870	1,170	2,230
栄松軒	830	1,260	830	1,260	1,680	3,200

【施行期日】 令和9年4月1日。ただし、経過措置の規定は、令和8年4月1日

【経過措置】 令和8年4月1日以降に、令和9年4月1日以降の利用の許可を受けた者からは、新利用料金を徴収することとする。

【その他】 勤労文化会館・ふるさと会館の利用料金改定スケジュール（予定）

令和7年3月	利用料金改定に係る議案の提出
令和7年6～12月	教育委員会から諮問を受け、指定管理者選定審査会（勤労文化会館等）（以下、「指定管理者選定審査会」という。）において、次期指定管理者候補者の選定について協議
令和7年12月	指定管理者選定審査会において次期指定管理者候補者を選出後、教育委員会に答申
令和7年12月	教育委員会が次期指定管理者候補者を決定し、次期指定管理者の指定
令和8年1月～	市と次期指定管理者が利用料金設定について協議（利用料金の設定額・改定時期等について） 利用料金改定について教育委員会が承認 市と次期指定管理者が基本協定を締結 次期指定管理者は次期指定管理期間開始期に合わせ準備を開始 令和9年4月1日以降の利用についての予約（令和8年4月1日から受付開始）に対応するよう利用料金設定額の周知・広報
令和8年3月末	市と次期指定管理者と令和8年度業務の年度契約締結
令和8年4月1日～	設定後利用料金の適用分となる令和9年4月1日以降の利用についての予約受付開始

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 1～7 略

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 以下 略

議案第18号

みよし市ふるさと会館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、指定管理者が定めるふるさと会館の利用料金の上限額を改正するため必要があるからである。

みよし市ふるさと会館設置条例の一部を改正する条例

みよし市ふるさと会館設置条例（平成5年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表さつきの間の項及びまつの間の項中「650」を「830」に、「980」を「1,250」に、「1,310」を「1,670」に、「2,500」を「3,200」に改め、同表大慈庵の項中「750」を「570」に、「1,140」を「870」に、「1,520」を「1,170」に、「2,900」を「2,230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市ふるさと会館設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市ふるさと会館設置条例に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を徴収する。

みよし市ふるさと会館設置条例の一部改正新旧対照表

改正案

(利用料金)

第9条 利用者は、利用開始日までににおいて指定管理者が指定する日までに、別表に定める額の範囲内で指定管理

2以下 略

別表 (第9条関係)

(単位 円)

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
さつきの間		830	1,250	1,670	3,200
まつの間		830	1,250	1,670	3,200
大慈庵		570	870	1,170	2,230
栄松軒		830	1,260	1,680	3,200

備考 略

区分		(単位 円)			
		午前	午後	夜間	全日
時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
さつきの間		650	980	1,310	2,500
まつの間		650	980	1,310	2,500
大慈庵		750	1,140	1,520	2,900
栄松軒		830	1,260	1,680	3,200
備考 略					

議案第 号 みよし市勤労文化会館設置条例の一部を改正する条例

【趣 旨】

令和 8 年度から新たな指定管理期間に移行するに当たり、みよし市勤労文化会館の利用料金の上限額としての利用料金を改正し、その範囲内で指定管理者が令和 9 年 4 月 1 日以降の利用料金を定めることとするために必要な改正を行う。

【内 容】

勤労文化会館の利用料金の額（文化施設利用料金及び勤労者福祉施設利用料金の上限額）を改正する。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

別表第 1（第 10 条関係）
文化施設利用料金

<現 行>

区分	時間		午前	午後	夜間	全日
	平日	土曜日 日曜日 祝休日	午前9時から正 午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分か ら午後9時まで	午前9時から午後9 時まで
大ホー ル	平日		23,580	35,820	47,610	90,700
	土曜日 日曜日 祝休日		29,580	44,950	59,740	113,800
	楽屋1		520	790	1,050	2,000
	楽屋2		520	790	1,050	2,000
楽屋3			930	1,420	1,890	3,600
楽屋4			520	790	1,050	2,000

<改正後>

区分	時間		午前	午後	夜間	全日
	平日	土曜日 日曜日 祝休日	午前9時から正 午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分か ら午後9時まで	午前9時から午後9 時まで
大ホー ル	平日		35,370	53,730	71,410	136,050
	土曜日 日曜日 祝休日		44,370	67,420	89,610	170,700
	楽屋1		740	1,130	1,510	2,880
	楽屋2		740	1,130	1,510	2,880
楽屋3			1,390	2,130	2,880	5,400
楽屋4			740	1,130	1,510	2,880

別表第 2（第 10 条関係）
勤労福祉施設利用料金

ア 勤労者

<現 行>

区分	時間		午前	午後	夜間	全日
	平日	土曜日 日曜日 祝休日	午前9時から正 午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分か ら午後9時まで	午前9時から午後9 時まで（市民広場につ いては、午前9時 から午後5時まで）
小ホー ル	平日		7,540	11,450	15,220	29,000
	土曜日 日曜日 祝休日		9,590	14,570	19,370	36,900
	レセプションホール		4,160	6,320	8,400	16,000
	特別会議室		3,090	4,700	6,240	11,900
応接室			2,470	3,750	4,980	9,500

<改正後>

区分	時間		午前	午後	夜間	全日
	平日	土曜日 日曜日 祝休日	午前9時から正 午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分か ら午後9時まで	午前9時から午後9時 まで（市民広場につ いては、午前9時から 午後5時まで）
小ホー ル	平日		11,310	17,170	22,830	43,500
	土曜日 日曜日 祝休日		14,380	21,850	29,050	55,350
	レセプションホール		6,240	9,480	12,500	24,000
	特別会議室		3,430	5,210	6,920	13,200
応接室			2,470	3,750	4,980	9,500

研修室	1,450	2,210	2,940	5,600
和室	1,010	1,540	2,040	3,900
スタジオ	650	980	1,310	2,500
軽運動室	1,890	2,880	3,830	7,300
楽屋5	520	790	1,050	2,000
楽屋6	410	630	840	1,600
楽屋7	410	630	840	1,600
楽屋8	410	630	840	1,600
市民広場	2,970	3,950	—	6,600

イ 勤労者以外の者

<現 行>

区分	時間		午前	午後	夜間	全日
	小ホール	平日	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで (市民広場については、午前9時から午後5時まで)
小ホール	平日	9,430	14,330	19,080	36,300	46,200
土曜日	12,010	18,240	24,250			
日曜日						
祝休日						
レセプションホール	5,200	7,900	10,500	20,000		
特別会議室	3,870	5,880	7,820	14,900		
応接室	3,090	4,700	6,240	11,900		
研修室	1,820	2,760	3,670	7,000		
和室	1,270	1,930	2,570	4,900		
スタジオ	830	1,260	1,680	3,200		
軽運動室	2,390	3,630	4,830	9,200		
楽屋5	670	1,020	1,350	2,600		
楽屋6	520	790	1,050	2,000		
楽屋7	520	790	1,050	2,000		
楽屋8	520	790	1,050	2,000		
市民広場	3,940	5,270	—	8,300		

研修室	2,170	3,310	4,410	8,400
和室	1,510	2,310	3,050	5,850
スタジオ	970	1,470	1,960	3,750
軽運動室	2,830	4,320	5,740	10,950
多目的室	690	1,080	1,420	2,710
楽屋5	610	940	1,260	2,400
楽屋6	610	940	1,260	2,400
楽屋7	610	940	1,260	2,400
楽屋8	610	940	1,260	2,400
市民広場	4,450	5,940	—	9,900

<改正後>

区分	時間		午前	午後	夜間	全日
	小ホール	平日	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで (市民広場については、午前9時から午後5時まで)
小ホール	平日	14,140	21,490	28,570	54,450	69,300
土曜日	18,010	27,360	36,370			
日曜日						
祝休日						
レセプションホール	7,800	11,850	15,750	30,000		
特別会議室	4,290	6,520	8,680	16,530		
応接室	3,090	4,700	6,240	11,900		
研修室	2,790	4,140	5,500	10,500		
和室	1,900	2,890	3,850	7,350		
スタジオ	1,240	1,890	2,520	4,800		
軽運動室	3,580	5,440	7,240	13,800		
多目的室	880	1,330	1,770	3,390		
楽屋5	780	1,180	1,570	3,000		
楽屋6	780	1,180	1,570	3,000		
楽屋7	780	1,180	1,570	3,000		
楽屋8	780	1,180	1,570	3,000		
市民広場	5,910	7,800	—	12,450		

【施行期日】

令和9年4月1日。ただし、経過措置の規定は、令和8年4月1日

【経過措置】

令和8年4月1日以降に、令和9年4月1日以降の利用の許可を受けた者からは、新利用料金を徴収することとする。

【その他】

勤労文化会館・ふるさと会館の利用料金改定スケジュール（予定）

令和7年3月	利用料金改定に係る議案の提出
令和7年6～12月	教育委員会から諮問を受け、指定管理者選定審査会（勤労文化会館等）（以下、「指定管理者選定審査会」という。）において、次期指定管理者候補者の選定について協議
令和7年12月	指定管理者選定審査会において次期指定管理者候補者を選出後、教育委員会に答申
令和7年12月	教育委員会が次期指定管理者候補者を決定し、次期指定管理者の指定
令和8年1月～	市と次期指定管理者が利用料金設定について協議（利用料金の設定額・改定時期等について） 利用料金改定について教育委員会が承認 市と次期指定管理者が基本協定を締結 次期指定管理者は次期指定管理期間始期に合わせ準備を開始 令和9年4月1日以降の利用についての予約（令和8年4月1日から受付開始）に対応するよう利用料金設定額の周知・広報
令和8年3月末	市と次期指定管理者と令和8年度業務の年度契約締結
令和8年4月1日～	設定後利用料金の適用分となる令和9年4月1日以降の利用についての予約受付開始

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 1～7 略

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 以下 略

議案第19号

みよし市勤労文化会館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、指定管理者が定める勤労文化会館の利用料金の上限額を改正するため必要があるからである。

みよし市勤労文化会館設置条例の一部を改正する条例

みよし市勤労文化会館設置条例（平成５年三好町条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中備考以外の部分を次のように改める。

別表第１（第１０条関係）

文化施設利用料金

（単位 円）

区分 \ 時間		午前	午後	夜間	全日
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時３０分から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
大ホール	平日	３５，３７０	５３，７３０	７１，４１０	１３６，０５０
	土曜日	４４，３７０	６７，４２０	８９，６１０	１７０，７００
	日曜日				
	祝休日				
楽屋１		７４０	１，１３０	１，５１０	２，８８０
楽屋２		７４０	１，１３０	１，５１０	２，８８０
楽屋３		１，３９０	２，１３０	２，８３０	５，４００
楽屋４		７４０	１，１３０	１，５１０	２，８８０

別表第２中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第１０条関係）

勤労福祉施設利用料金

ア 勤労者

（単位 円）

区分 \ 時間		午前	午後	夜間	全日
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時３０分から午後９時まで	午前９時から午後９時まで （市民広場に

					については、午前9時から午後5時まで)
小ホール	平日	11,310	17,170	22,830	43,500
	土曜日	14,380	21,850	29,050	55,350
	日曜日				
	祝休日				
レセプションホール		6,240	9,480	12,600	24,000
特別会議室		3,430	5,210	6,920	13,200
応接室		2,470	3,750	4,980	9,500
研修室		2,170	3,310	4,410	8,400
和室		1,510	2,310	3,060	5,850
スタジオ		970	1,470	1,960	3,750
軽運動室		2,830	4,320	5,740	10,950
多目的室		690	1,060	1,420	2,710
楽屋5		610	940	1,260	2,400
楽屋6		610	940	1,260	2,400
楽屋7		610	940	1,260	2,400
楽屋8		610	940	1,260	2,400
市民広場		4,450	5,940	—	9,900

イ 勤労者以外の者

(単位 円)

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	午前9時から 午後9時まで (市民広場に ついては、午

					前9時から午後5時まで)
小ホール	平日	14,140	21,490	28,570	54,450
	土曜日	18,010	27,360	36,370	69,300
	日曜日				
	祝休日				
レセプションホール		7,800	11,850	15,750	30,000
特別会議室		4,290	6,520	8,680	16,530
応接室		3,090	4,700	6,240	11,900
研修室		2,730	4,140	5,500	10,500
和室		1,900	2,890	3,850	7,350
スタジオ		1,240	1,890	2,520	4,800
軽運動室		3,580	5,440	7,240	13,800
多目的室		880	1,330	1,770	3,390
楽屋5		780	1,180	1,570	3,000
楽屋6		780	1,180	1,570	3,000
楽屋7		780	1,180	1,570	3,000
楽屋8		780	1,180	1,570	3,000
市民広場		5,910	7,900	—	12,450

別表第3中「、映写設備」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市勤労文化会館設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市

勤労文化会館設置条例に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を徴収する。

みよし市勤労文化会館設置条例の一部改正新旧対照表

改正案

現行

(利用料金)

第10条 利用者は、利用開始日までに、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が指定する日までに、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者の承認を受けて定める額の利用料金を納付しなければならない。

2 利用者は、付属設備を利用した場合は、別表第3に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を納付しなければならない。

3以下 略

別表第1 (第10条関係)

文化施設利用料金

区分		時間				全日	
		午前	午後	夜間	全日	午前9時から午後9時まで	全日
大ホール	平日	35,370	53,730	71,410	136,050		
	土曜日	44,370	67,420	89,610	170,700		
	日曜日						
	祝休日						
楽屋1	平日	740	1,130	1,510	2,880		
	土曜日	740	1,130	1,510	2,880		
	日曜日	1,390	2,130	2,830	5,400		
	祝休日	740	1,130	1,510	2,880		

備考 略

別表第2 (第10条関係)

勤労福祉施設利用料金

2 勤労者

区分		時間				全日	
		午前	午後	夜間	全日	午前9時から午後9時まで	全日
小ホール	平日	11,310	17,170	22,830	43,500		
	土曜日	14,380	21,850	29,050	55,350		
	日曜日						
	祝休日						
レセプションホール		6,240	9,480	12,600	24,000		

別表第1 (第10条関係)

文化施設利用料金

区分		時間				全日	
		午前	午後	夜間	全日	午前9時から午後9時まで	全日
大ホール	平日	23,580	35,820	47,610	90,700		
	土曜日	29,580	44,950	59,740	113,800		
	日曜日						
	祝休日						
楽屋1	平日	520	790	1,050	2,000		
	土曜日	520	790	1,050	2,000		
	日曜日	930	1,420	1,890	3,600		
	祝休日	520	790	1,050	2,000		

備考 略

別表第2 (第10条関係)

勤労福祉施設利用料金

2 勤労者

区分		時間				全日	
		午前	午後	夜間	全日	午前9時から午後9時まで	全日
小ホール	平日	7,540	11,450	15,220	29,000		
	土曜日	9,590	14,570	19,370	36,900		
	日曜日						
	祝休日						
レセプションホール		4,160	6,320	8,400	16,000		

みよし市勤労文化会館設置条例の一部改正新旧対照表

改正案						
特別会議室	3,430	5,210	6,920	13,200		
応接室	2,470	3,750	4,980	9,500		
研修室	2,170	3,310	4,410	8,400		
和室	1,510	2,310	3,060	5,850		
スタジオ	970	1,470	1,960	3,750		
軽運動室	2,830	4,320	5,740	10,950		
多目的室	690	1,060	1,420	2,710		
楽屋5	610	940	1,260	2,400		
楽屋6	610	940	1,260	2,400		
楽屋7	610	940	1,260	2,400		
楽屋8	610	940	1,260	2,400		
市民広場	4,450	5,940	—	9,900		
Ⅰ 勤労者以外の者						
区分	時間	午前	午後	夜間	金日	
		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時30分から 午後9時まで	午前9時から午後9 時まで(市民広場に ついては、午前9時 から午後5時まで)	
小ホール	平日 土曜日 日曜日 祝休日	14,140 18,010	21,490 27,360	28,570 36,370	54,450 69,300	
レセプションホール		7,800	11,850	15,750	30,000	
特別会議室		4,290	6,520	8,680	16,530	
応接室		3,090	4,700	6,240	11,900	
研修室		2,730	4,140	5,500	10,500	
和室		1,900	2,880	3,850	7,350	
スタジオ		1,240	1,890	2,520	4,800	
軽運動室		3,580	5,440	7,240	13,800	
多目的室		880	1,330	1,770	3,390	
楽屋5		780	1,180	1,570	3,000	
楽屋6		780	1,180	1,570	3,000	

Ⅰ 勤労者以外の者

(単位 円)

現行						
特別会議室	3,090	4,700	6,240	11,900		
応接室	2,470	3,750	4,980	9,500		
研修室	1,450	2,210	2,940	5,600		
和室	1,010	1,540	2,040	3,900		
スタジオ	550	980	1,310	2,500		
軽運動室	1,890	2,880	3,830	7,300		
楽屋5	520	790	1,050	2,000		
楽屋6	410	630	840	1,600		
楽屋7	410	630	840	1,600		
楽屋8	410	630	840	1,600		
市民広場	2,970	3,960	—	6,800		
Ⅰ 勤労者以外の者						
区分	時間	午前	午後	夜間	金日	
		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時30分から 午後9時まで	午前9時から午後9 時まで(市民広場に ついては、午前9時 から午後5時まで)	
小ホール	平日 土曜日 日曜日 祝休日	9,430 12,010	14,330 18,240	19,050 24,250	36,300 46,200	
レセプションホール		5,200	7,900	10,500	20,000	
特別会議室		3,870	5,880	7,820	14,900	
応接室		3,090	4,700	6,240	11,900	
研修室		1,820	2,760	3,670	7,000	
和室		1,270	1,930	2,570	4,900	
スタジオ		830	1,260	1,680	3,200	
軽運動室		2,390	3,630	4,830	9,200	
多目的室		670	1,020	1,360	2,600	
楽屋5		520	790	1,050	2,000	
楽屋6		520	790	1,050	2,000	

Ⅰ 勤労者以外の者

(単位 円)

みよし市勤労文化会館設置条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
差屋7	780	1,180	1,570	3,000	差屋7	520	790
差屋8	780	1,180	1,570	3,000	差屋8	520	790
市民広場	5,910	7,900	—	12,450	市民広場	3,940	5,270
備考 略				備考 略			
別表第3 (第10条関係)				別表第3 (第10条関係)			
付属設備利用料金				付属設備利用料金			
舞台設備、照明設備、音響設備その他設備の利用料金については、教育委員会規則で定める。				舞台設備、照明設備、音響設備、映写設備その他設備の利用料金については、教育委員会規則で定める。			
							2,000
							2,000
							8,300